

◇一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

- 1 職員の給与に関する条例の適用を受ける職員としての引き続いた在職期間及び勤勉手当の支給割合を改めることにしました。
- 2 勤勉手当の額の算定に係る会計年度任用職員として勤務していた期間の取扱いを定めることにしました。
- 3 この規則は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)